

ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

資料2-3

東日本大震災後における 県内市町村の現状と課題

平成 26 年 5 月 26 日
福島県市町村行政課

避難地域の課題解決に向けた市町村との連携

＜平成25年度の取組状況＞

- ◇ 国と連携した市町村訪問の実施(3人4脚)
 - ・住民の帰還に向けた生活環境の整備に係る課題解決のための協議など
 - ・国と連携して市町村を訪問した回数:63回

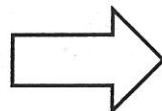
- ◇ 長期避難者等の生活拠点整備実現に向けた協議の実施
 - ・避難元自治体との連携による住民意向調査を行い、復興公営住宅整備計画を策定
 - ・復興公営住宅(4,890戸整備予定)を中心として、関連基盤や保健福祉等の必要な機能を備えた生活拠点を整備するため、関係自治体との個別協議を実施:28回

- ◇ 国と県、避難地域市町村との協議等の実施
 - ・中間貯蔵施設や原子力損害賠償等についての協議など
 - ・国と県、避難地域市町村との協議会を開催

- ◇ 市町村の各種計画策定への県職員の参画
 - ・避難地域市町村復興計画策定等へ委員等として県職員が参画:10町村など

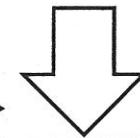
＜課題＞

- 震災から3年が経過し、帰還に向けた取組を進める地域がある一方、長期の避難を経て将来的な帰還を目指す地域が存在し、各々抱える課題が異なる。
- 避難市町村等が中長期的な視点に立ち、復興に向けた効果的な取組を進める必要がある。
- 長期にわたって避難を余儀なくされる住民の住環境の整備が必要である。



＜求められる対応＞

- 各市町村の状況を踏まえた連携方策を実施する。
- 帰還や長期避難に向けた再生加速化交付金の活用等に市町村の要望を反映させるため、また、既存制度では解決できない課題への対応のため、国・県・市町村での協議を継続して実施する。
- 長期避難を余儀なくされている方々が安心して暮らすことができるよう、関係自治体との協議を行い、復興公営住宅を中心とした生活拠点の整備を進めること。



被災市町村における人的支援の状況

■ 平成25年度における主な人的支援の状況（中長期実績）

○ 総務省スキーム（全国市長会・全国町村会の協力による全国の市町村からの職員派遣）	20市町村	86名
○ 福島県からの派遣（任期付福島県職員の派遣）	14市町村	27名
○ 東京都スキーム（任期付東京都職員の派遣）	5市町	13名
○ 独自ルート（防災協定等に基づく職員派遣等）	16市町村	59名
○ 復興庁スキーム（任期付復興庁職員の派遣）	14市町村	36名
○ その他	8市町村	29名
	<u>派遣総数</u>	<u>250名</u>

■ 平成26年度県内市町村からの要望及び決定状況（中長期派遣） (H26.4.1現在)

○ 総務省スキーム	15市町村	77名
○ 福島県からの派遣	10市町村	29名
○ 東京都スキーム・神奈川県スキーム（任期付東京都職員・任期付神奈川県職員の派遣）	8市町	17名
○ 独自ルート	12市町村	28名
○ 復興庁スキーム	12市町村	33名
○ その他	7市町村	23名
○ 調整中（既に職員は派遣されているが、どのスキームか調整中のもの）	7市町	30名
	<u>派遣総数</u>	<u>237名</u>
	<u>（要望総数）</u>	<u>276名</u>

■ 平成26年度における福島県による直接的支援

○ 任期付県職員の派遣

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町に派遣
(10市町村 合計29名)

<業務内容>

被災市町村における東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興等の一時的に増加する業務に従事

○ 駐在員の配置

南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、双葉地方町村会に配置(12市町村等 合計13名)

<業務内容>

帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事

■ その他の支援

○ 東京都内における被災市町村合同採用試験の実施

○ 任期付職員採用、OB職員、第三セクター職員等活用、復興庁スキームなどの方策検討を助言

【参考】

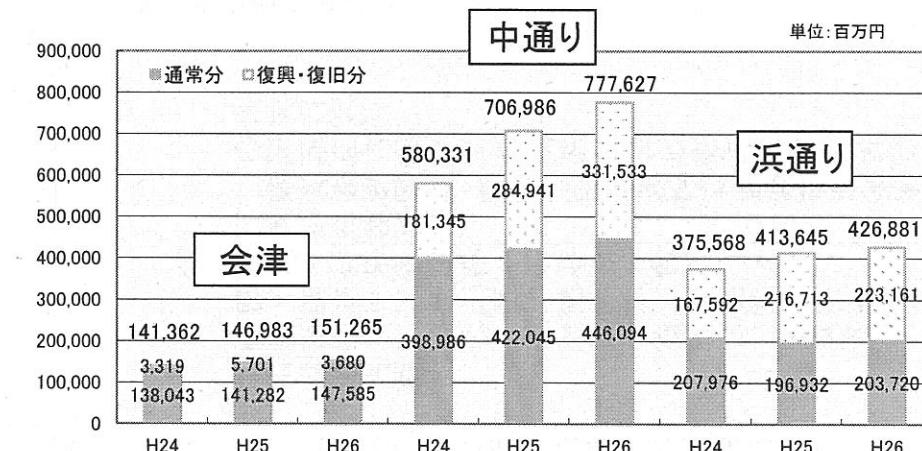
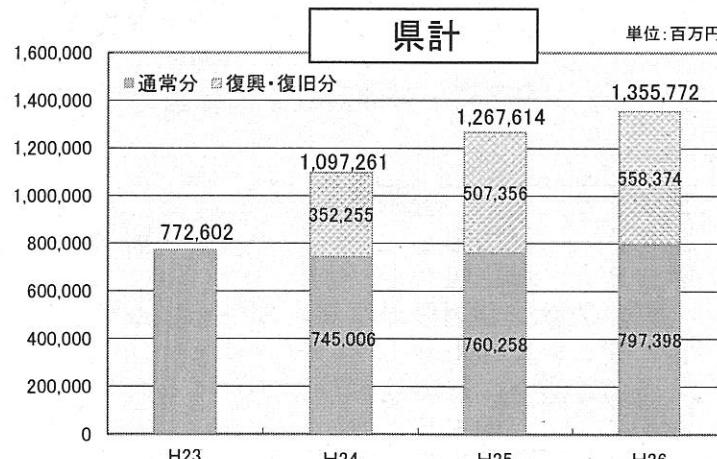
□ 南相馬市、浪江町、大熊町ほか、市町村からの要請により県から派遣している職員 29名

市町村における復興財源の確保と財政の健全化

1. 県内市町村の平成26年度普通会計当初予算の状況

総額1兆3,557億7,204万7千円で、対前年度比6.9%増（市部、町村部ともに増）となった。人件費の抑制や、災害援護資金貸付金等の減により貸付金が減となる一方で、除染対策事業により物件費及び災害復旧費が増になるとともに、災害公営住宅整備等普通建設事業費が大幅増となつたことから、42市町村で予算規模が拡大した。

＜参考＞会津地方：対前年度比2.9%増、中通り地方：同10.0%増、浜通り地方：同3.2%増



＜主な要因＞

- ・物件費（対前年度比150.0億円、4.6%増）…除染関係業務委託（住宅・農地除染、仮置き場設置）等の増
- ・普通建設事業費（同212.0億円、21.1%増）…学校耐震化・施設整備、災害公営住宅整備等の増
- ・災害復旧事業（同90.7億円、18.0%増）…除染関係経費（道路等公共用施設）の増

2. 平成25年度の主な地方財政措置

- **震災復興特別交付税**（59市町村、494.4億円）：震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分等を通常の特別交付税と別枠で配分。
- **市町村復興支援交付金**（津波被災住宅再建事業分）（10市町村、103.1億円）：津波により被災した住宅の再建支援を通じて住民の定着を促すため、地域の実情に応じたきめ細かな対応ができるよう交付金を交付。
- **東日本大震災復興交付金**（20市町村、539億円）：津波等による著しい被害を受けた地域が単なる災害復旧にとどまらない、復興のための地域づくりをする上で必要となる事業を一括化し、被災地の取組を支援。

復興・再生を進める市町村の課題とその対応

新たな課題

- 避難指示が解除された地域、帰還に向けた取組を進める地域、長期避難を経て将来的な帰還を目指す地域があり、各々の状況が異なる。
- 業務執行体制の見直し等により不足人員をカバーしているものの、復興・再生業務の増大に伴い、さらなる人員不足への対応が必要
- 復興・再生に係る事業の実施に伴い、予算額及び繰越額が増加

求められる対応

- 避難地域市町村の復興に向け、中長期的視点にたちながら、国・県・市町村が一体となって、課題解決に取り組んでいく。
- 市町村自らの採用努力を促すとともに、引き続き職員確保に向けた必要な助言のほか、県による直接的な支援を行っていく。
- 市町村の復興・再生に係る事業の着実な推進、適切な執行管理に向け、引き続き必要な助言等を行っていく。

